

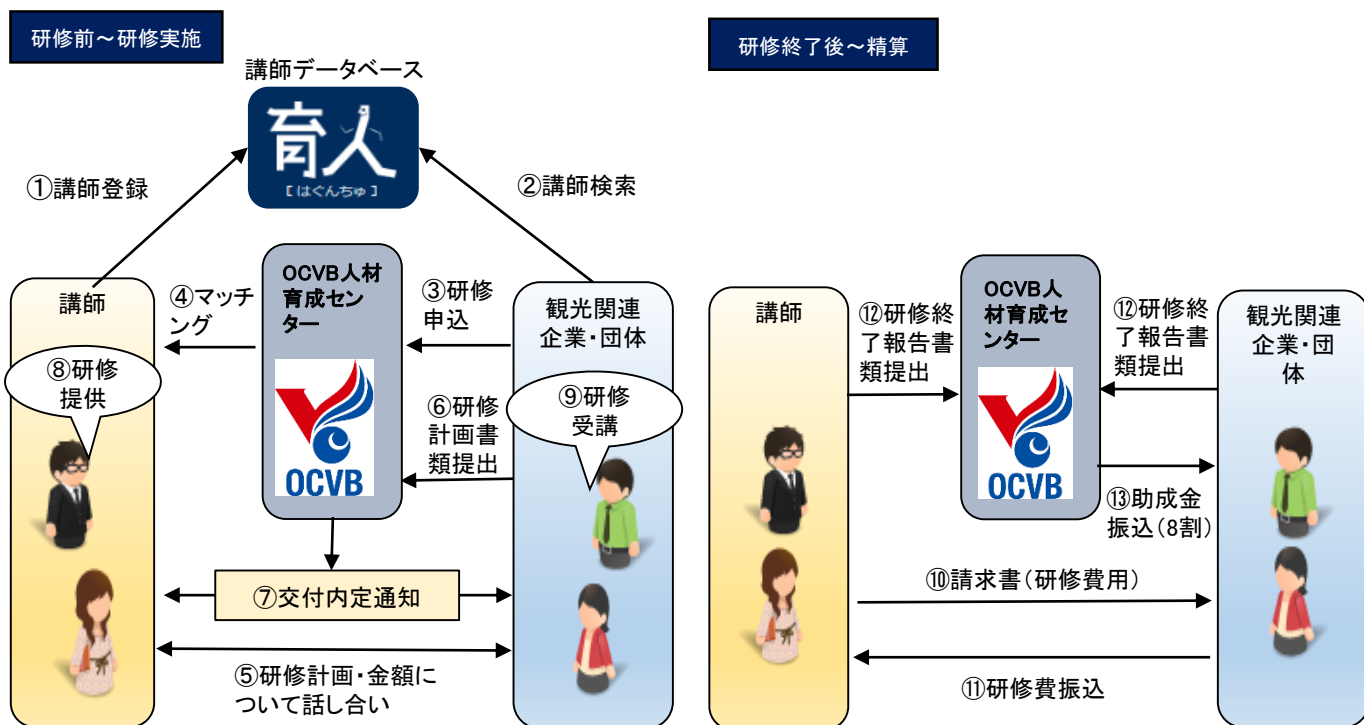
**(1)事業目的**

国内外の観光客が満足する質の高いサービスを提供できる人材を育成することを目的とし、沖縄県内の観光関連企業・団体が実施する「人材育成研修」及び「語学研修」(以下「研修」という。)事業にかかる派遣講師活用に対する支援を行う。

**(2)事業スキーム**

観光人材の育成を目的に、語学・異文化理解・ビジネススキル等を習得するための研修を派遣形式で実施する。このスキームでは、あらかじめOCVB人材育成センターに講師情報(所属・氏名・専門分野等)をデータベース化し、沖縄県内の観光関連企業・団体向けに情報発信・研修の募集を行う。

研修を希望する企業・団体等は、OCVB人材育成センターに申し、講師とのマッチングを経て、講師派遣と研修を実施する。  
※OCVBとは「一般財団法人 沖縄観光コンベンションビューロー」の略称



**(3)助成対象経費**

講師派遣に係る費用のうち、謝金、旅費交通費(航空運賃&フェリー代)を助成する。

① 謝金は、講師に支払う謝金の8割を助成する。(1時間あたりの謝金に対する助成は11,000円を上限とする)

- 語学研修: 3言語を上限とし、1言語につき最大30回まで
- 語学以外の人材育成研修は、研修実施者ごとに最大20回まで

助成対象	助成率
県内の観光関連企業・団体の研修	1時間あたりの謝金(税込) × 総研修実施時間 × 0.8
県内の地域観光協会主催でかつ公益性の高い研修 <sub>※1</sub>	1時間あたりの謝金(税込) × 総研修実施時間

※\*1地域観光協会主催で自社職員を除いて広く参加者を募るような公益性の高い研修のこと。

※1日あたりの研修時間は制限なし。※食事休憩、30分以上の休憩は、除外する。

※事前の打合せ等は謝金の助成対象外。

② 旅費交通費(航空運賃&フェリー代のみ)は、実費分(実際にかかった金額)を助成する。

**(4)応募方法**

下記のURLから、詳細を確認のうえ、必要書類をダウンロードし、OCVB観光人材育成センターへご提出ください。  
沖縄観光人材育成マッチングサイト「育人(はぐんちゅ)」⇒<http://jinzai.ocvb.or.jp/hagunchu/>



**【お問い合わせ先】**

〒901-0152 沖縄県那覇市小禄1831番地1 沖縄産業支援センター2階  
一般財団法人 沖縄観光コンベンションビューロー  
受入事業部 受入推進課 観光人材育成センター (富井、沢岬)  
TEL:098-859-6129 FAX:098-859-6222 E-mail:jinzai@ocvb.or.jp

### (5) 派遣講師の登録条件

次の①～④のすべてに該当する者。語学講師の場合は①～⑦のすべてに該当する者。その他例外として、⑧に該当する場合は登録を認める。

①登録する専門知識等についての講師歴が3年以上あること／②国内に事業所等を置く企業等に属していること。または個人事業主／③暴力団員その他の反社会的勢力に属しない者／④予定された研修を全て完了できる者／⑤登録する言語の語学講師の資格を有している者。英語・中国語・韓国語・その他言語について、ビジネスレベルの資格所有者。※参考(実用英語技能検定準1級・中国語検定試験準1級・韓国語能力試験5級等)／⑥日本語以外の言語を母国語とする者は日本語資格所有者。※参考(日本語能力試験N1等)／⑦登録する言語について日本の法人への講師歴の経験が1年以上あること。ただし、離島に在住する講師についてはこの限りではない／⑧上記に該当しない場合でも、OCVB人材育成センターが審査をし、講師として適格と認める者。

### (6) 研修内容

研修内容は次の通りとし、資格取得要件に含まれる研修や資格受験を含む研修についてはこれを認めない。

①語学力向上のための研修／②異文化理解のための研修／③専門知識習得のための研修／④その他、事業の趣旨・目的に沿った研修で人材育成センターが必要と認めるもの／

研修受講者は、原則各回5名以上いるものとする。ただし、従業員(非正規雇用を含む)が10名未満の研修実施者が行う研修については、県及びOCVB人材育成センターが必要と認める場合は助成対象とする。

### (7) 提出資料

①派遣講師及び研修希望者は、以下の手順のとおり手続きを行い、定められた様式を提出する。

		手続きの内容	提出書類
申請	派遣講師	登録を希望する者は、「育人(はぐんちゅ)」への登録申請を行う。	【WEB申請】「育人」より講師登録申請可 もしくは下記書類をOCVBに提出 【様式第1-1号】講師登録申請書(語学以外の研修) 【様式第1-2号】講師登録申請書(語学研修)
	研修希望者	「育人(はぐんちゅ)」から派遣講師を選定し、研修を申請する。	【WEB申請】「育人」より派遣申請可。 もしくは下記書類をOCVBに提出 【様式第1号】派遣講師活用支援申込書
	OCVB人材育成センター	派遣講師の日程等を勧案し、研修希望者とマッチングを行う。	
	派遣講師及び研修希望者	マッチング成立後、研修内容の計画を立て、それぞれ提出書類を作成。	【様式第2号】研修実施計画書(研修希望者→OCVB) 【様式2-1号】見積書(講師作成→研修希望者押印→OCVB) 【効果測定】受講者アンケート(講師があらかじめ研修で学んで欲しいスキル・知識を記入したもの)(→研修希望者とOCVBに提出)
審査	OCVB人材育成センター	申請内容を審査し、その結果を派遣講師と研修実施者へ通知する。(内定交付通知書)	
研修	派遣講師及び研修実施者	研修を実施する。 効果測定(アンケート)を実施する。	
請求	派遣講師	研修終了後、研修実施者へ精算書・請求書を提出する。(研修後すみやかに)	【様式第3-2号】精算書(証憑添付) 請求書(講師が各自で作成)を研修実施者へ提出
支払	研修実施者	派遣講師へ研修費用を全額支払う。 (請求書受領後すみやかに)	
報告	派遣講師及び研修実施者	それぞれ報告書類をOCVB人材育成センターに提出する。 研修後2週間以内	<派遣講師> 【様式第3-1号】研修終了報告書(研修テキスト等添付) 【効果測定】講師アンケート 請求書写し(研修実施者へ提出した請求書の写し) <研修実施者> 【様式第3号】研修実施報告書 【効果測定】3種類のアンケート、 【その他】講師への支払証明書、請求書写し(講師から受領したもの)、精算書写し(講師から受領したもの)、参加者名簿
交付	研修実施者及びOCVB人材育成センター	交付確定通知後、研修実施者はOCVB人材育成センターへ請求書を提出。 OCVB人材育成センターは研修実施者に助成金を支払う。	【様式第3-3号】請求書

### 【お問い合わせ先】

〒901-0152 沖縄県那覇市小禄1831番地1 沖縄産業支援センター2階  
一般財団法人 沖縄観光コンベンションビューロー  
受入事業部 受入推進課 観光人材育成センター (富井、沢岬)  
TEL:098-859-6129 FAX:098-859-6222 E-mail:jinzai@ocvb.or.jp

今こそ

派遣講師活用支援

# 社内研修!

希望の講師と  
マッチング!



が応援します!!

自社社員の**人材育成研修**をしたい!  
でも**講師**はどうする?**費用**も余裕がない  
そんな御社に朗報です!  
講師への**謝金**のうち、**8割**を助成します!



まずは  
アクセス!



## ステップ1 講師を探す

「育人」(はぐんちゅ)サイトにアクセス。学びたいスキルを持った講師を検索し、希望の講師のページで申込をクリック。



<https://jinzai.ocvb.or.jp/hagunchu/>

## ステップ2 マッチング

OCVBが講師に派遣依頼し、講師が受諾すればマッチング完了。



## ステップ3 研修計画書類の提出

企業と講師で研修内容・日程・金額等について話し合い、企業は研修計画書類を提出、講師は見積書等を提出。

## ステップ4 研修

双方の書類をOCVBが審査後、助成金額を確定。内定交付通知書を発行。いざ研修開始!



## ステップ5 報告書類の提出&助成金支払

研修終了後、企業は講師へ研修費を全額振込。企業と講師は研修終了後の報告書類をOCVBへ提出。OCVBの審査終了後、企業へ助成金の振込。

## 事業目的について

国内外の観光客が満足する質の高いサービスを提供できる人材を育成することを目的とし、沖縄県内の観光関連企業・団体が実施する「人材育成研修」及び「語学研修」にかかる派遣講師活用に対する支援を行う。

## 助成対象経費について

- ①謝金は、講師へ支払う謝金の8割を助成します。  
1時間あたりの講師謝金×総研修実施時間×0.8  
(※1時間あたりの謝金に対する助成は、11,000円を上限とする)
- ②旅費交通費は航空運賃とフェリー代のみ実費分助成。(本島から離島への往復航空運賃、県外からくる講師の往復航空運賃も全額助成) ガソリン代やレンタカー代、有料道路代、講師の宿泊費等は助成対象外。





## 語学研修（中国語）

小売業 週1回全25回 20名で受講

最近中華系のお客様が増えたので中国語の研修を依頼しました。日本語もペラペラのネイティブの講師が週に1回来てくれます。仕事のシフトに合わせて午前と午後2グループに分かれて受講しています。文化の違いについても学べるし、講師もとても熱心で、受講生たちも積極的に中華圏のお客様と会話できるようになりました。



## マナー・接遇研修

宿泊業 1回 8名で受講

社会人基礎研修を終えたところで、さらに観光業としてプラスアルファのおもてなしの習得を目指して、派遣講師を依頼しました。経験豊富な講師の体験談に笑ったり感動したりしながら、改めてこの仕事を選んだ意味を考え、輝く自分になれているか、また来たいと思ってもらえるサービスを提供できているかを見直す良い機会になりました。

## 食物アレルギー研修

宿泊業 3回 20名で受講

修学旅行生や海外からのお客様を自宅に泊める民泊をしています。最近ではアレルギーを持っている人が増え、じーまーみ豆腐など、沖縄の料理・食材でアレルギーが出たらどうしようと心配していました。今回、地元の観光協会主催で民泊業者が集まって、アレルギー研修を実施しました。講師は地元のスーパーで簡単に手に入る食材を中心にアレルギーの有無を調べてくれて、メニューの開発や調理の仕方までとても細かく指導してくれました。



※ 観光協会が主催し、かつ広く参加者を募る公益性の高い研修については、謝金単価×総研修時間（1時間あたりの謝金に対する助成は、11,000円を上限とする）を助成します。

### 講師登録も募集中！

#### 講師登録条件

次の①～④のすべてに該当する者。語学講師の場合は②～⑦のすべてに該当する者。例外として⑧に該当する場合は登録を認める。

- ①登録する専門知識等についての講師歴が3年以上あること。
- ②国内に事業所等を置く企業等に属していること。または個人事業主。
- ③暴力団員その他の反社会的勢力に属しない者。
- ④予定された研修を全て完了できる者。
- ⑤登録する言語の語学講師の資格を有している者。英語・中国語・韓国語・その他言語について、ビジネスレベルの資格所有者。※参考（実用英語技能検定準1級・中国語検定試験準1級・韓国語能力試験5級等）
- ⑥日本語以外の言語を母国語とする者は日本語資格所有者。※参考（日本語能力試験N1等）
- ⑦登録する言語について日本の法人への講師歴が1年以上あること。ただし離島に在住する講師についてはこの限りではない。
- ⑧上記に該当しない場合でも、OCVB人材育成センターが審査をし、講師として適格と認める者。

### 研修内容について

- ①語学力向上のための研修
  - ②異文化理解のための研修
  - ③専門知識習得のための研修
  - ④その他、事業の趣旨・目的に沿った研修でOCVBが必要と認めるもの
- 語学研修：1言語につき最大30回まで。
  - 語学以外の研修：事業者1件につき最大20回まで。

※新入社員研修等の社会人基礎研修のみを行う場合は、10時間又は3回いずれかに達するまで／研修の受講者は原則、各回5名以上とする。ただし、従業員が10名未満の場合はこの限りではない。



「育人」（はぐんちゅ）サイトから、詳細確認、講師検索、講師登録申請できます→

<https://jinzai.ocvb.or.jp/hagunchu/>

